

ごみ集積所設置の際のお願い

「松戸における宅地開発事業等に関する条例」に該当しない小規模な宅地分譲や共同住宅の建築についても、計画時に使用のごみ集積所を確保するようにお願いしているところではございますが、設置の際には、下記事項についてご留意ください。

記

- 近隣への説明及び調整は必ず行ってください。
- 集積所の設置場所や形状については近隣や通行に配慮してください。
- 共同住宅等の専用ごみ集積所については、集積所の管理者の連絡先等の掲示をお願いします。
- 所有者及び集積所管理責任者等に変更が生じた場合は必ず「家庭ごみ集積所設置申請書」を再度、提出してください。
- ごみ集積所の維持管理及び使用者のごみ分別の徹底の周知をお願いします。